

## 血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書

## 1 事業実施の趣旨

血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進し、以て血液製剤の安全性の確保・国内需給の推進に資する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。

## 2 事業委託内容

次に掲げる事業を行うものとする

- (1) 当該都道府県における医療機関の輸血療法委員会設置状況や効果的な血液製剤使用適正化への取組等の把握
- (2) 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組
- (3) 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動

## 3 事業実施期間（事業契約期間）

契約締結日から平成25年3月29日（金）まで

## 4 事業委託予定額（限度額）

7,094 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、採択1件あたりの予算額は約700千円である。

上記事業委託予定額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

## 5 その他（応募にあたっての留意事項）

## (1) 研究の組織について

本事業の実施にあたっては、研究代表者を定めるとともに、「合同輸血療法委員会設置要綱」を定める等、委員会組織の枠組みを明確にすること。

## (2) 委託費の管理及び経理について

研究代表者は、その責のもと委託費の管理及び経理を行うとともに、厚生労働省医薬食品局長と委託契約書を交わすものとする。

また、本委託費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。

なお、予算項目等については別紙のとおりとする。

## (3) 平成25年4月10日までに事業実績報告書、平成25年4月30日までに研究報告書及びわかりやすい成果の概要図（スライド1枚程度）を提出する。

なお、これらの提出物は、ホームページ等にて公開することがある。

別紙

## 平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業委託費予算項目一覧

### (1) 諸謝金

血液製剤使用適正化方策調査研究事業の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金(調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金)

※本研究事業に従事する者に対する報酬及び謝金ではないことに注意。

### (2) 旅費(職員旅費、外国旅費、委員等旅費)

#### 【職員旅費】

- ① 常勤の職員に支給する調査、検査、指導、連絡監督及び護送等の旅費
- ② 常勤の職員の研修、講習等のために支給する旅費

#### 【外国旅費】

- ① 外国への出張及び赴任並びに帰朝、帰国等の旅費

#### 【委員等旅費】

- ① 顧問、参与の旅費
- ② 各種委員会、審議会、調査会、評議会等の委員長、委員、幹事、評議員、書記等の出席

### (3) 消耗品費

- ① 各種事務用品(コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等)の対価
- ② 事業用消耗品及び消耗材料の対価  
事業用(試験、研究、検査、検定、実験、実習等)、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の対価  
新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書(備品費として整理するものを除く)の対価  
その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの対価
- ③ 飼育動物の飼料の対価

### (4) 印刷製本費

- ① 図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代(用紙代含む)
- ② 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代

**(5) 通信運搬費**

- ① 郵便料、電話料及びデータ通信料等(電信電話架設料、電話加入料等を含む)
- ② 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃等

**(6) 借料及び損料**

器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、車両等の借り上げ等

**(7) 会議費**

会議用のお茶等の対価

## 血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書募集要領

### 1 総 則

平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

### 2 業務内容

本平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容は、別添「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 3 事業実施期間

契約締結日から平成25年3月29日（金）まで。

### 4 予算額

業務の予算額は7,094千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。なお、採択1件あたりの予算額は約700千円である。

また、上記委託金額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

### 5 参加資格

- (1) 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者 等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」の研究代表者であること。
- (2) 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (3) 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

### 6 企画競争説明書に対する質問受付及び回答

#### (1) 受付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省医薬食品局血液対策課総務係 担当：内野、三枝

TEL 03-5253-1111（内線2903）

FAX 03-3507-9064

#### (2) 受付期間

平成24年5月22日（火）までの10:00～18:00

### (3) 受付方法

F A X ( A 4、様式自由) にて受け付ける。

### (4) 回答

平成24年5月29日(火)までに企画競争参加者に対してF A Xにて行う。

## 7 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

仕様書に基づいた研究計画書を(別紙1)に従って作成する。

①平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業」研究計画書

②合同輸血療法委員会設置要綱等

③すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの

④暴力団に該当しない旨の誓約書(別紙2)

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

平成24年6月5日(火)18時(必着)

#### ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6(1)に同じ

#### ③ 提出部数

各5部

#### ④ 提出方法

郵送とする。

#### ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者当たり1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

カ 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ (1)④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

## 8 評価の実施

(1)「平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した10者を選定し、契約候補者とする。その際、必

- 要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。
- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 9 その他

- (1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 詳細については仕様書に従うものとする。

別紙1

平成24年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

平成 年 月 日

医薬食品局長 殿

住 所 〒  
所属機関  
フリカ`ナ  
研究代表者 氏 名  
TEL・FAX  
E-mail

平成24年度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名：

2. 経理事務担当者の氏名及び連絡先（所属機関、TEL・FAX・E-mail）：

氏 名 所属機関  
TEL FAX  
E-mail

3. 合同輸血療法委員会組織（現時点では参加予定でも可）

①研究者名	②分担する研究項目	③所属機関及び現在の専門（研究実施場所）	④所属機関における職名







誓 約 書

私 ○○合同輸血療法委員会 <代表者名>は、下記1及び2のいずれにも該当しません。  
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所

○○合同輸血療法委員会 <代表者名>

生年月日

平成24年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 採択課題一覧

	都道府県	研究代表者	研究課題名
1	新潟県	布施 一郎	リアルタイムな調査結果を活用した県内個別医療機関に対する輸血療法適正化への試み
2	石川県	高見 昭良	過疎地域・小規模医療施設を含む輸血医療の均てん化と適正化向上:現実に向けた戦略的取り組み
3	福島県	大戸 斉	合同輸血療法委員会の介入による医師と医療従事者教育を通じた適正で安全な輸血療法の実践
4	秋田県	面川 進	合同輸血療法委員会によるI&Aを活用した輸血の安全性教育の検証
5	宮城県	張替 秀郎	輸血療法管理体制整備に裏付けられた血液製剤の使用適正化推進のための調査研究
6	佐賀県	佐川 公矯	佐賀県内のすべての輸血医療実施施設に輸血療法委員会を設置させるための研究
7	広島県	高田 昇	広島県における輸血用血液製剤の使用実態の把握と課題への対応
8	熊本県	米村 雄士	血液製剤適正使用に向けての熊本県合同輸血療法委員会の取り組み
9	山形県	大本 英次郎	血液廃棄率抑制のための対応策の検討
10	青森県	北澤 淳一	適正で安全な輸血療法実現のための協力体制の構築